



平成 27 年 1 月 16 日

各 位

会 社 名 豊 商 事 株 式 会 社
代表者の役職名 代表取締役社長 安成政文
(JASDAQ・コード番号 8747)
問い合わせ先 常務取締役管理本部長 多々良 孝之
電 話 番 号 (03) 3667-5211

株式会社プロスペクトによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社プロスペクト（以下「公開買付者」といいます。）による当社株券に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社取締役会は、本公開買付けが中長期的な観点で当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保・向上に資するものであるといえるかについて、引き続き、情報収集、評価・検討等を行い、速やかに、当社取締役会としての株主の皆様への意見の表明をさせていただく予定です。

記

1. 公開買付者の概要

(1)	名 称	株式会社プロスペクト	
(2)	所 在 地	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目 30 番 8 号	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 カーティス・フリーズ	
(4)	事 業 内 容	投資顧問業、建設事業、不動産販売事業	
(5)	資 本 金	2,373,346,000 円	
(6)	設 立 年 月 日	昭和 12 年 11 月 26 日	
(7)	大株主及び持株比率 (平成 26 年 9 月 30 日現在)	プロスペクト アブソルート リターン (ジャパン) エル エルシー	5.50%
		日本証券金融株式会社	4.11%
		あかつきフィナンシャルグループ株式会社	4.03%
		株式会社 SBI 証券	3.93%
		オリックス株式会社	3.08%
		松井証券株式会社	2.12%
		プロスペクト ジャパン ファンド リミテッド	1.86%
		※上記の大株主名及び持株比率は、公開買付者が平成 26 年 11 月 13 日に関東財務局長に提出した第 114 期第 2 四半期に係る四半期報告書の大株主の状況欄の記載に基づくものです。	
		※なお、公開買付届出書によれば、公開買付者は、あかつきフィナン	

		<p>シャルグループ株式会社（以下「あかつき FG」といいます。）から、あかつき FG が平成 26 年 12 月 8 日にその保有する公開買付者の株式の全部を売却したとの報告を受けたとのことです。</p>
(8)	上場会社と公開買付者の関係	
	資 本 関 係	<p>当社と公開買付者との間には、記載すべき資本関係はありません。なお、公開買付者の子会社であるプロスペクト・アセット・マネージメント・インク（以下「PAMI」といいます。）が平成 26 年 10 月 28 日に関東財務局長に提出した大量保有報告書の変更報告書によりますと、同社は、当社の普通株式 918,000 株（当社の発行済株式総数に対する割合は 10.32%）を所有しているとのことです。</p> <p>また、PAMI が平成 26 年 12 月 22 日に関東財務局長に提出した大量保有報告書の変更報告書によりますと、同社は、当社の筆頭株主であり、且つ、その他の関係会社であるあかつき FG の普通株式 947,760 株（同社の発行済株式総数に対する割合は 6.23%）を所有しているとのことです。</p>
	人 的 関 係	<p>当社と公開買付者との間には、記載すべき人的関係はありません。なお、当社の筆頭株主であり、且つ、その他の関係会社であるあかつき FG の取締役を務めているヘンダーソン・ドミニク・マシューは、公開買付者の取締役を兼任しております。</p>
	取 引 関 係	<p>当社と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。</p>
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	<p>公開買付者は、当社の関連当事者には該当しません。</p> <p>また、公開買付者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。</p>

2. 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 400 円

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、本公開買付けについて、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保いたします。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社は、本公開買付けが開始されて以降、本公開買付けの内容を慎重に検討して参りましたが、本年 1 月 16 日開催の取締役会において、現時点においては、本公開買付けに対する当社の意見の表明を留保することを決議いたしました。

本公開買付けは、当社に対して何らの事前の協議もないまま、一方的に突然開始されたものです。

当社は、本公開買付けの開始が公表された後直ちに、法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、同事務所の助言・協力を受けながら、本公開買付けに関する情報収集や検討等を進めて参りました。しかしながら、公開買付届出書その他公開買付者がこれまでに開示した情報のみからでは、本公開買付けの目的、本公開買付け後に公開買付者が企図する具体的な当社の経営方針、本公開買付け価格の根拠、その他の本公開買付けの評価・検討に当たり重要であると考えられる多くの事項の詳細が明らかではありません。そのため、当社取締役会が、本公開買付けの条件等について慎重に評価・検討を行った上で、当社の株主の皆様の本公開買付けに応募されるか否かを適切にご判断していただく前提となる意見を形成・表明するためには、これらの情報のみでは不十分であると考えております。

そこで、当社は、本日開催された当社取締役会において、現時点においては本公開買付けに対する意見の表明を留保し、後記第7項及び別紙に記載の各事項について公開買付者に対して質問を提示し、当該質問に対する公開買付者の回答を受領した後に、それを踏まえて当社の賛否の意見を最終的に決定することが適切であると判断いたしました。

公開買付者は、金融商品取引法第27条の10第11項及び同法施行令第13条の2第2項の規定に従い、本日当社が提出した意見表明報告書の写しの送付を受けた日から5営業日以内に、後記第7項及び別紙に記載の質問に対して、金融商品取引法第27条の10第11項に規定の対質問回答報告書を提出することが予定されています。当社は、公開買付者から、かかる対質問回答報告書が提出され次第、速やかにその内容を精査し、公開買付者の提出した公開買付届出書その他公開買付者がそれまでに開示したその他の情報とあわせて慎重に評価・検討を行った上で、本公開買付けに対する当社の賛否の意見を最終的に決定し、表明する予定です。

なお、当社は、本公開買付けが当社に対して何らの事前の協議もないまま一方的に突然開始されたものであること、公開買付者の提出した公開買付届出書その他公開買付者がこれまでに開示した情報等からは、本公開買付けの目的、本公開買付け後に公開買付者が企図する具体的な当社の経営方針等が何ら明らかではないことから、現時点では、上記のとおり本公開買付けに対する意見の表明は留保するものの、公開買付者の提案する本公開買付けが、中長期的な観点で当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであるといえるかについては、懸念を有しております。株主の皆様におかれましては、当社が行う予定の再度の意見表明及び当社から開示される情報に引き続きご留意いただき、慎重に行動していただきますよう、お願い申し上げます。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所 JASDAQ 市場に上場されております。

公開買付届出書によれば、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限(4,538,000株。平成26年11月13日現在の当社の発行済株式総数8,897,472株に対する割合:51.00%)を設定しており、当社の株券等が東京証券取引所の株券上場廃止基準に該当することはないものと見込んでいるとのことですが、その一方で株券上場廃止基準に該当する可能性があることは否定できないとも述べています。

当社は、上記「(1) 本公開買付けに関する意見の内容」に記載のとおり、本公開買付け

に対する意見の表明を留保しており、当社株式が上場廃止基準に抵触するおそれの有無、またそのようなおそれが生じた場合の対応については、現時点では評価・検討できておりませんので、今後、外部アドバイザーの助言・協力を受ける等した上で、慎重に検討する予定です。

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付届出書によれば、公開買付者は、当社の完全子会社化を実施する予定はないとのことです。

もっとも、上記のとおり、現時点では、本公開買付けの目的、本公開買付け後に公開買付者が企図する具体的な当社の経営方針等の事項の詳細が明らかではなく、本公開買付けの結果次第では、今後、公開買付者から二段階買収に向けた動きがとられる可能性は完全には否定できません。そのため、当社は、今後、外部アドバイザーの助言・協力を受ける等した上で、対応について慎重に検討する予定です。

(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、本公開買付けの検討に際して、意思決定過程における公正性・適正性を確保するため、平成26年12月26日に当社及び本公開買付者らから独立した第三者である西村あさひ法律事務所に法的助言を依頼し、同日に同事務所を当社独自のリーガルアドバイザーとして選任し、同事務所からの法的助言を踏まえて、本公開買付けに関して慎重に検討しております。

4. 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

前記第3項(1)のとおり、当社は、現時点においては、本公開買付けに対する当社の意見の表明を留保しているため、対応方針についても現時点では未定です。

7. 公開買付者に対する質問

添付別紙をご参照下さい。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

以 上

公開買付者に対する質問事項

1. 公開買付者の概要

- (1) 貴社、プロスペクト・アセット・マネージメント・インク(以下「PAMI」といいます。)、プロスペクト ジャパン ファンド リミテッド(以下「PJFL」といいます。)の相互間の、資本関係、取引関係、人的関係その他の関係の有無及び内容を、具体的にご説明ください。
- (2) 公開買付届出書によれば、同届出書提出日現在、PAMIが、当社の普通株式を合計918,000株(発行済株式総数に対する割合10.32%)所有しているとのことですが、同日現在、貴社との間で資本関係又は金銭の借入若しくは貸付等の関係を有する一切の企業体・ファンド(以下「貴社グループ」といいます。)が直接又は間接に所有している当社の普通株式の合計は、この918,000株で全てである(PJFLが、平成26年9月30日現在所有している734,000株(発行済株式総数に対する割合8.24%)は、上記918,000株の内数である)という理解でよいか、そうでない場合には、実際の所有株式数をご教示ください。

2. 本公開買付けを行うに至った目的、背景、経緯及び方法等について

- (1) 公開買付届出書には、本公開買付けの実施を検討されるに至った経緯について、以下のとおり記載されています。
 - ① 「対象者を当社の連結子会社化することで、対象者の収益拡大に貢献することができ、また当社自身の利益にも適うのではないかと考えた」(公開買付届出書4頁。以下では頁数のみで引用。)また、上記の「収益拡大に貢献」という点については、以下のとおり記載されています。
 - ② 「今後当社グループにて新たな金融商品を開発し、それを対象者が販売することにより、収益拡大に寄与できると考えております。」(4頁)
 - ③ 「本公開買付けにより対象者を当社の連結子会社とすることで、当社及び対象者の双方にとってメリットのある新たな商品開発を実現できるものと考えております。」(5頁)これらの点について、(イ)「当社及び対象者の双方にとってメリットのある新たな商品開発を実現」するために、連結子会社化が必要又は有益である理由、及び、(ロ)その「商品開発」の概要・方法を、具体的にご説明ください。また、本公開買付けに当たっては取得株式数に下限を付しておられませんが、(ハ)連結子会社化できなかった場合に、その「商品開発」をどのように実現されるのか、また、(ニ)それが実現された場合に、当社の企業価値向上にどのように資するのかについて、具体的にご説明ください。
- (2) 貴社は、「対象者との資本業務提携を漸次進めていく」(3頁)ことを想定しておられるとのことですが、この「資本業務提携」の具体的な内容として、上記(1)の「商品開発」以外に想定しておられる内容や、それによって当社の企業価値向上にもたらされると想定しておられるメリット、その内容・程度(金額)等を具体的にご説明ください。
- (3) 本公開買付け開始以前に、貴社から当社に対して、上記の「商品開発」や「資本業務提携」に関する具体的な打診や協議の申入れ等は一切ありませんでしたが、その理由を具体的にご説明ください。なお、貴社は、「対象者と事前に協議を行うことで、情報漏洩等により株価が高騰し、当社が適正と考える買付け等の価格が、直近株価に比して十分なプレミアムがつけられていないと対象者及び株主に受けとめられる可能性がある」(3頁)と判断されたとのことですが、例えば秘密保持契約書を締結して協議を進めるなどの一般的な取引実務で行われている方法を採用せずに、敢えて突然に本公開買付けを開始された理由を、具体的にご説明ください。

- (4) 貴社が、今回設定された公開買付けの期間が「本公開買付けを開始する適切な時機」(3頁)であると判断された理由を具体的にご説明ください。
- (5) 貴社は、平成26年11月中旬から、「対象者を取り巻く経営環境の分析」「対象者の経営上の課題について重点的な検討」(4頁)を開始されたとのことですが、かかる分析及び検討の内容及び結果を具体的にご説明ください。

3. 当社株式取得に際しての第三者との間における意思連絡の有無及びその内容

- (1) 本公開買付けに関して、貴社と貴社グループの他の当社株主(PAMIを含む。)等との間に、連絡、協議又は合意等がございましたら、その内容を具体的にご説明ください。
- (2) 本公開買付けに関して、貴社が当社の株主に何らかのコンタクトをとられているか否か、その方法、今後のコンタクトの予定等について、具体的にご教示ください。

4. 買付価格の算定根拠

- (1) 貴社は、本公開買付けにおける算定価格を決定されるに当たって、以下の①～④の要素を総合的に勘案された(8頁)とのことですが、各要素の具体的な内容や、参考にされた資料、これらに基づく検討及び判断の具体的な内容等を詳細にご説明ください。
- ① 「対象者の普通株式の市場価格の動向」、
 - ② 「対象者の財務状況及び経営状況」、
 - ③ 「過去に行われた発行者以外の者による公開買付けの事例において付与されたプレミアムの事例」、
 - ④ 「本公開買付けに対する応募の見通し」
- (2) 貴社は、本公開買付けにおける算定価格を400円と決定された理由を、「過去6年間に於いて株価が最も高かった時点で400円(平成21年8月4日および同月5日時点)だったことや、直近5事業年度のうち、4事業年度において当期純損失を計上していること等その他諸般の事情を勘案した」(8頁)と説明しておられますが、
- ① 「過去6年間に於いて株価が最も高かった時点」の株価が買付価格として適切であると判断された理由、
 - ② 「直近5事業年度のうち、4事業年度において当期純損失を計上していること等その他諸般の事情」として考慮した事情の内容及び買付価格の判断における考慮の内容等を具体的にご説明ください。
- (3) 本公開買付けにおける買付価格は、「平成26年12月24日の東京証券取引所JASDAQ市場における対象者株式の終値325円に対しては23.08%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値322.81円に対しては23.91%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値317.67円に対しては約25.92%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値314.32円に対しては約27.26%」(8頁)のプレミアムを付したものであるとのことですが、かかるプレミアムが適切であると判断された理由を具体的にご説明ください。

5. 公開買付後に意図している当社及び当社グループの経営方針等

- (1) 本公開買付け後における、当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等に関する貴社の考え方を、それが適切である理由を付して、具体的にご説明ください。
- (2) 貴社が本公開買付けにより取得された当社の株式の、本公開買付け後における保有方針及び当社の経営への対

応方針について、本公開買付け後の貴社及びPAMIの議決権割合の合計が、①3分の1以下であった場合、②3分の1超且つ半数以下であった場合、③半数を超えた場合のそれぞれに分けて、現時点での予定を具体的にご説明ください。

- (3) 貴社が本公開買付けにより当社株式を取得することが、当社グループが展開している既存ビジネスに与える影響の有無及び程度に関する検討の有無及びその結果を、具体的にご説明ください。
- (4) 本公開買付け後について、貴社は、「現経営陣によるオペレーションを尊重しつつ、当社グループのノウハウを活かして経営効率を高めることで、業績を改善し、事業領域や顧客層の拡大をサポートする意向」(5頁)を有しておられるとのことですが、①上記「ノウハウ」の概要、及び、②上記「ノウハウ」が、どのように当社の経営効率改善に寄与するのか及びその根拠について、具体的にご説明ください。
- (5) 本公開買付け後、貴社は、(当社を連結子会社化できなかった場合であっても)貴社の指名する者1名を新たに当社の取締役として選任することを希望しておられますが(5頁)、この1名として想定している具体的な取締役候補の有無、氏名、経歴、当社の行っている事業や業界に関する経験やノウハウの有無等について、具体的にご説明ください。

以上